

愛知淑徳大学学資援助規程

目 次

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知淑徳大学の学部の正規の課程に在籍する学生（以下、「学生」という。）に対する学資の援助について必要な事項を定めるものとする。

（奨学金の種類）

第2条 学生に対する学資の援助のため給付する奨学金（以下、「奨学金」という。）の種類は、次のとおりとする。

- （1）奨励給付奨学金 1
- （2）奨励給付奨学金 2（私費外国人留学生）
- （3）特別給付奨学金 1（緊急支援・災害支援）
- （4）特別給付奨学金 2（海外留学派遣）

（資金）

第3条 前条1号から4号に定める奨学金の給付に要する資金は、愛知淑徳大学奨学基金の果実及び寄付金をもって充てるものとする。

（委員会）

第4条 奨学金に関する事項を審議するため、学資援助委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- （1）学部長
- （2）研究科長
- （3）学生部長
- （4）国際交流センター長
- （5）事務局長
- （6）事務局次長

3 委員会に委員長を置き、学生部長をもって充てる。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の教員又は事務職員を会議に出席させることができる。

（奨学金の決定）

第6条 学長は、奨学金の給付に関し、委員会の審査結果に基づき決定を行う。

（事務の所管）

第7条 学資援助に関する事務は、学生部及び国際交流センターが行う。ただし、金銭の出納に関する事務は、経理事務室が行う。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、学長が行う。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関する細則は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年４月１日から施行する。

附 則

１ この規程は、平成７年７月２５日から施行する。

２ 愛知淑徳大学学資援助運用基準（昭和６０年４月１日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。